

堺市公報 第95号	令和元年11月8日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】..... 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称

変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	13
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課】	13
○建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	14
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【消防局警防部通信指令課】	16
<消防局公告>	

○指定催しの指定について

【消防局予防部予防検査課】…………… 17

<監査委員公表>

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 18

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 25

告 示

堺市告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
まつだ消化器糖尿病クリニック	堺市北区宮本町2 村上ビル1階	令和元年9月1日
ココクリニック	堺市堺区熊野町西3-2-14 A号室	令和元年10月1日
清恵会向陵クリニック	堺市堺区向陵中町6-4-10	令和元年9月1日

きしもと整形外科リハビリテーションクリニック	堺市東区高松421-1	令和元年9月1日
ふじわらしんいち総合クリニック	堺市中区八田北町532-1	令和元年9月1日
たかはたクリニック	堺市中区福田549-7	令和元年9月1日
かじもと内科 糖尿病・内分泌内科	堺市北区中百舌鳥町2-48 カーサ中百舌鳥1階	令和元年9月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
藤井歯科医院	堺市西区上野芝町1-24-28	令和元年9月1日
岡田歯科医院	堺市中区新家町510-1	令和元年9月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
フラー薬局金岡公園前店	堺市北区長曾根町1585-1	令和元年9月1日
さかいMY薬局	堺市西区津久野町1-20-3	令和元年10月1日
ミント薬局	堺市北区東浅香山町2-322	令和元年9月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
D-P L U S訪問看護ステーション	堺市中区深井清水町3832 3F	令和元年10月1日

~~~~~

堺市告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届

出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

### 1 診療所

| 名称                     | 所在地                     | 廃止年月日     |
|------------------------|-------------------------|-----------|
| 清恵会向陵クリニック             | 堺市堺区向陵中町6-2-11          | 令和元年8月31日 |
| きしもと整形外科リハビリテーションクリニック | 堺市東区高松421-1             | 令和元年8月31日 |
| ふじわらしんいち総合クリニック        | 堺市中区八田北町532-1           | 令和元年8月31日 |
| たかはたクリニック              | 堺市中区福田549-7             | 令和元年8月31日 |
| まつだ消化器糖尿病クリニック         | 堺市北区宮本町2 村上ビル1階         | 令和元年8月31日 |
| かじもと内科 糖尿病・内分泌内科       | 堺市北区中百舌鳥町2-48 カーサ中百舌鳥1階 | 令和元年8月31日 |

### 2 歯科

| 名称     | 所在地             | 廃止年月日     |
|--------|-----------------|-----------|
| 藤井歯科医院 | 堺市西区上野芝町1-24-28 | 令和元年8月31日 |
| 岡田歯科医院 | 堺市中区新家町510-1    | 令和元年8月31日 |

### 3 薬局

| 名称               | 所在地            | 廃止年月日      |
|------------------|----------------|------------|
| ジャパンファーマシー薬局堺深井店 | 堺市中区深井清水町3315  | 平成31年4月30日 |
| フラー薬局金岡公園前店      | 堺市北区長曾根町1585-1 | 令和元年8月31日  |

|       |                |           |
|-------|----------------|-----------|
| ミント薬局 | 堺市北区東浅香山町2-333 | 令和元年8月31日 |
|-------|----------------|-----------|

## 4 訪問看護

| 名称               | 所在地           | 廃止年月日     |
|------------------|---------------|-----------|
| ケイエムシー訪問看護ステーション | 堺市堺区神石市之町9-46 | 令和元年5月31日 |

~~~~~

堺市告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
ナカイクリニック	よしかわ健やかクリニック	堺市西区浜寺元町1-120-1	令和元年10月1日

~~~~~

## 堺市告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14

条第4項においてその例による場合を含む。) の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

| 名称                         | 変更前の所在地                   | 変更後の所在地        | 変更年月日    |
|----------------------------|---------------------------|----------------|----------|
| i n n o c e n t 訪問看護ステーション | 堺市中区新家町539-1 アクアフィールド112号 | 堺市中区学園町3-10    | 令和元年6月1日 |
| あっと訪問看護ステーション              | 堺市堺区三宝町2-131-2            | 堺市堺区桜之町西2-1-18 | 令和元年7月1日 |

~~~~~  
堺市告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
訪問入浴介護	アサヒサンクリーン 在宅介護センター堺	堺市北区百舌鳥梅町3-22-2 ハビテーション中百舌鳥102号	令和元年10月1日
介護予防訪問入浴介護	アサヒサンクリーン 在宅介護センター堺	堺市北区百舌鳥梅町3-22-2 ハビテーション中百舌鳥102号	令和元年10月1日

堺市告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	岡田歯科医院	堺市中区新家町510-1	令和元年8月31日
居宅療養管理指導	ジャパンファーマシー薬局堺深井店	堺市中区深井清水町33 15	平成31年4月30日
介護予防居宅療養管理指導	ジャパンファーマシー薬局堺深井店	堺市中区深井清水町33 15	平成31年4月30日
居宅療養管理指導	ミント薬局	堺市北区東浅香山町2 -333	令和元年8月31日
介護予防居宅療養管理指導	ミント薬局	堺市北区東浅香山町2 -333	令和元年8月31日
訪問入浴介護	アサヒサンクリーン 在宅介護センター堺	堺市中区新家町690-4 ヤマザキビル	令和元年9月30日
介護予防訪問入浴介護	アサヒサンクリーン 在宅介護センター堺	堺市中区新家町690-4 ヤマザキビル	令和元年9月30日

堺市告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
居宅療養管理指導	医療法人共幸会 ナカイクリニック	医療法人共幸会 よしかわ健やかクリニック	堺市西区浜寺元町1-120-1	令和元年10月1日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人共幸会 ナカイクリニック	医療法人共幸会 よしかわ健やかクリニック	堺市西区浜寺元町1-120-1	令和元年10月1日

~~~~~

堺市告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類      | 名称              | 変更前の所在地          | 変更後の所在地     | 変更年月日    |
|------------|-----------------|------------------|-------------|----------|
| 訪問介護       | アニストヘルパーステーション堺 | 堺市西区浜寺石津町東2-5-27 | 堺市西区上540-22 | 令和元年9月1日 |
| 介護予防訪問サービス | アニストヘルパーステーション堺 | 堺市西区浜寺石津町東2-5-27 | 堺市西区上540-22 | 令和元年9月1日 |

## 堺市告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名         | 所在地              | 指定年月日     |
|-------|--------------|------------------|-----------|
| 福田 誠大 | 三国ヶ丘マッサージ治療院 | 堺市北区百舌鳥赤畠町1-28-6 | 令和元年10月1日 |
| 左 健吾  | 左 健吾（出張専門）   | 堺市堺区陵西通3-6-3     | 令和元年9月24日 |

## 2 はり・きゅう

| 施術者  | 施術所名       | 所在地          | 指定年月日     |
|------|------------|--------------|-----------|
| 左 健吾 | 左 健吾（出張専門） | 堺市堺区陵西通3-6-3 | 令和元年9月24日 |

## 堺市告示第399号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名          | 医療機関所在地                   | 種別     | 指定年月日     |
|----------------|---------------------------|--------|-----------|
| ココクリニック        | 堺市堺区熊野町西3-2-14 A号室        | 病院・診療所 | 令和元年9月1日  |
| フラー薬局 金岡公園前店   | 堺市北区長曾根町1585-1            | 薬局     | 令和元年9月1日  |
| ミント薬局          | 堺市北区東浅香山町2-322            | 薬局     | 令和元年9月1日  |
| さかいMY薬局        | 堺市西区津久野町1-20-3            | 薬局     | 令和元年10月1日 |
| セレン薬局 堀店       | 堺市中区深井沢町3329 メゾン深井103号    | 薬局     | 令和元年10月1日 |
| 泉のひろば薬局        | 堺市南区茶山台1-2-3 泉ヶ丘ひろば専門店街1階 | 薬局     | 令和元年10月1日 |
| 訪問看護ステーションセレーノ | 堺市堺区南田出井町1-3-12           | 訪問看護   | 令和元年10月1日 |
| 訪問看護ステーションまんごー | 堺市北区新金岡町5-5-415           | 訪問看護   | 令和元年10月1日 |

## 堺市告示第400号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名              | 医療機関所在地            | 種別   | 更新年月日     |
|--------------------|--------------------|------|-----------|
| キリン薬局              | 堺市美原区黒山492-1       | 薬局   | 令和元年11月1日 |
| ココカラファイン薬局<br>鳳店   | 堺市西区鳳東町2-177<br>-3 | 薬局   | 令和元年11月1日 |
| しののめ八千代薬局          | 堺市北区東雲東町2-1<br>-18 | 薬局   | 令和元年11月1日 |
| なの花薬局 初芝店          | 堺市東区野尻町325-5       | 薬局   | 令和元年11月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>ふるーと | 堺市南区深阪南111-2       | 訪問看護 | 令和元年11月1日 |

## 堺市告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 医療機関名 | 医療機関所在地 | 種別 | 変更年月日 |
|----|-------|---------|----|-------|
|    |       |         |    |       |

|     |               |                |      |          |
|-----|---------------|----------------|------|----------|
| 変更前 | あっと訪問看護ステーション | 堺市堺区三宝町2-131-4 | 訪問看護 | 令和元年7月1日 |
| 変更後 | あっと訪問看護ステーション | 堺市堺区桜之町西2-1-18 | 訪問看護 |          |

## 堺市告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分  | 医療機関名                | 医療機関所在地         | 種別     | 変更年月日     |
|-----|----------------------|-----------------|--------|-----------|
| 変更前 | 医療法人共幸会 ナカイクリニック     | 堺市西区浜寺元町1-120-1 | 病院・診療所 | 令和元年10月1日 |
| 変更後 | 医療法人共幸会 よしかわ健やかクリニック | 堺市西区浜寺元町1-120-1 | 病院・診療所 |           |

## 公 告

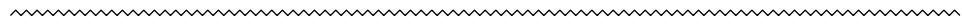
## 堺市公告第582号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福祉総合情報システム改修業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課
- 3 隨意契約の相手方を決定した日  
令和元年9月25日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 関西支社  
支社長 梅原 洋二  
大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）
- 5 隨意契約に係る契約金額  
¥39,946,000-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 隨意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



堺市公告第583号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

| 種類                  | 指定年月日      | 承認番号     | 事業区間         |              | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) |
|---------------------|------------|----------|--------------|--------------|-----------|-----------|
|                     |            |          | 起点           | 終点           |           |           |
| 建築基準法<br>第42条第1項第4号 | 令和元年10月21日 | 堺宅地第V-1号 | 堺市南区三原台一丁3番1 | 堺市南区三原台一丁3番1 | 12.0      | 404       |

~~~~~

堺市公告第584号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区東山587番1から587番16まで及び608番21並びに地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号

フジ住宅株式会社

代表取締役 宮脇 宣綱

~~~~~

堺市公告第585号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市堺区南島町一丁101番、102番及び104番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区六本木六丁目10番1号

株式会社ビッグモーター

代表取締役 兼重 宏行

~~~~~

堺市公告第586号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

消防局庁舎衛星地球局更新整備業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区大浜南町3丁2番5号

消防局警防部通信指令課

3 落札者を決定した日

令和元年9月30日

4 落札者の氏名及び住所

国際通信企画株式会社

代表取締役 山根 昇

神奈川県横浜市港北区新横浜1丁目19番2号

5 落札金額

¥20,570,000—（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年8月21日

消防局公告

堺市消防局公告第4号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年11月8日

堺市消防長 松 本 文 雄

催しの名称 第11回堺クラフトフェア「灯しひとの集い」

開催場所 堀市堺区百舌鳥夕雲町二丁 大仙公園 大芝生広場

開催期間 令和元年11月9日（土）から令和元年11月10日（日）まで

監査委員公表

堺市監査委員公表第34号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月8日

堺市監査委員 西川良平
同 裏山正利
同 藤坂正則
同 播磨政明

行管第876号
令和元年10月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成31年3月25日付け監査委員報告第32号 社会福祉法人堺市社会福祉事業団

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査 (社会福祉法人堺市社会福祉事業団)	
監査実施期間	平成30年11月1日～平成31年3月25日	
措置を講じた部局等	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 社会福祉法人堺市社会福祉事業団	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
第8 2 経理について (1) 団体では、経理規程により、事務局長を会計責任者としており、これに代わって経理事務を行わせるために、堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター、堺市立えのきはいむ及び堺市立健康福祉プラザに出納職員を置いている。 同規程では、出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならないとされているが、報告していなかった。	<p>これまで各拠点において担当者がその日の現金出納終了後に出納職員へ報告し、出納職員は各証拠書類の確認及び、現金残高と出納簿の帳簿残高との照合を行うとともにその結果について定期的に会計責任者に報告していました。</p> <p>令和元年6月7日付で経理規程の改正を行い、これまで規定していなかった各拠点の担当者を現金取扱員として規定し、出納職員及び会計責任者の役割を見直しました。</p> <p>今後、経理規程に従い、より一層、現金の取扱いの適正化を図ります。</p>	社会福祉法人堺市社会福祉事業団
第9 3 事業報告書等について (1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、月例報告書に以下の項目及びその内容を記載しなければならないが、記載していなかった。 また、市はこれらの点について	<p>施設維持管理業務の実施状況、設備トラブル等（委託状況も含む）については、平成30年12月分から月例報告書により報告を行っています。</p> <p>また既に報告をしていた平成</p>	社会福祉法人堺市社会福祉事業団

<p>て把握していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・業務の実施状況、設備トラブル等（委託状況も含む）・利用者アンケート、意見等の集計及び分析・事故、苦情及び要望等の内容とその対応	<p>29年4月～平成30年11月分についても、追加で提出を行いました。</p> <p>利用者アンケート、意見等の集計及び分析については、集計がまとまり次第提出するとともに、事業報告書においてもその集計結果等を報告します。</p> <p>事故、苦情及び要望等の内容とその対応については、速やかに書面で報告するとともに、平成30年12月より月例報告書により件数を報告し「障害児支援にかかる事故報告(苦情要望)のそれぞれの内容は書面にて報告済」と記載しました。平成29年4月～平成30年11月分についても、同様の記載を行った月例報告書を追加で提出しました。</p> <p>今後は、基本協定書に基づき遺漏のないよう事務を行います。</p> <p>施設維持管理業務の実施状況、設備トラブル等（委託状況も含む）については、平成30年12月分の月例報告書から記載を求め、提出を受けています。また、既に報告を受けている平成29年4月～平成30年11月分についても、追加で平成31年2月20日に提出を受けました。</p> <p>利用者アンケート、意見等の集計及び分析については、当該集計結果がまとまり次第</p>	子ども家庭課
---	--	--------

	<p>報告を受けるとともに、事業報告書においても報告を受けます。事故、苦情及び要望等の内容とその対応については、その都度各報告書により速やかに報告を受けていますので、平成30年12月分の月例報告書より、各々の件数と「障害児支援にかかる事故報告(苦情要望)のそれぞれの内容は書面にて報告済」の記載を求め、提出を受けました。また、既に報告を受けている平成29年4月～平成30年11月分についても、追加で平成31年2月20日に提出を受けました。</p> <p>平成31年度からの基本協定書において、上記に従い、随時または定期で報告を受ける項目とその内容の整理を行いました。今後は、基本協定書に基づいた報告がなされるように指導してまいります。</p> <p>(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、年度事業計画書に業務の実施内容及びスケジュールを記載しなければならない。</p> <p>しかし、指定管理者が作成した年度事業計画書には、施設・設備保守管理に係る業務の実施内容及びスケジュールの記載が漏れていた。</p> <p>また、市はこの点について把握していなかった。</p>	<p>平成29、30年度の事業計画書について施設管理の年間スケジュールについての記載を追加で提出しました。平成31年度の事業計画書においては「業務の実施内容及びスケジュール」とは別に、施設管理の年間スケジュールにかかる「施設の維持・管理について」という項目を新たに設けました。</p> <p>今後は、基本協定書に基づき遺漏のないよう事務を行い</p>	社会福祉法人堺市社会福祉事業団
--	---	---	-----------------

	<p>ます。</p> <p>平成 29、30 年度の事業計画書について、追加で施設管理の年間スケジュールの記載を求め、平成 31 年 2 月 22 日に提出を受けました。</p> <p>今後は、基本協定書に基づいた報告がなされるように指導してまいります。</p> <p>(3) 指定管理者は、基本協定書に基づき、事業報告書に業務の実施状況（委託状況も含む）を記載しなければならない。</p> <p>しかし、指定管理者が作成した事業報告書では、実施した施設・設備保守管理業務の一部しか記載しておらず、また、第三者へ業務を委託している状況は記載していなかった。</p> <p>また、市はこの点について把握していなかった。</p>	子ども家庭課
4 管理運営について	<p>平成 29 年度の事業報告書について、施設維持管理業務の実施状況（委託状況も含む）等の記載を追加で求め、平成 31 年 2 月 22 日に提出を受けました。平成 30 年度分についても、同様の記載内容の事業報告書を受けました。</p> <p>今後は、基本協定書に基づいた報告がなされるように指導してまいります。</p>	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団
(1) 指定管理者は、基本協定書に	<p>平成 29 年度の事業報告書については、施設維持管理業務の実施状況（委託状況も含む）等の記載を追加で求め、平成 31 年 2 月 22 日に提出を受けました。平成 30 年度分についても、同様の記載内容の事業報告書を受けました。</p> <p>今後は、基本協定書に基づいた報告がなされるように指導してまいります。</p>	子ども家庭課
	<p>契約に係る資格等を証する</p>	社会福祉法人 堺

<p>基づき、業務の一部を第三者に委託した場合、法令等により資格を必要とする業務については、当該資格等（電気主任技術者等）を証する書面の写しを市に提出しなければならないが、該当する全ての書面の写しを提出していなかった。</p> <p>また、市はこれらの書面の写しの提出を求めていなかった。</p> <p>(2) 基本協定書では、指定管理者はあらかじめ市の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができるが、当該委託先から更に委託させてはならないとされている。</p> <p>指定管理者によると、当該委託先から更に委託していないとのことであるが、指定管理者は委託先との間で、更に委託することができる旨の契約を締結しているものがあった。</p>	<p>書面の写しを市へ提出しました。今後も同様に市へ提出します。</p> <p>資格等を必要とする業務の全てについて、資格等を証する書面の写しを、平成31年2月20日に提出を受けました。今後も同様に提出するように指導してまいります。</p> <p>平成31年度より、施設・設備保守管理業務等の指定管理者と委託先との間で締結する契約書について、再委託ができない旨を明記しました。</p> <p>なお、不測の事態や業務遂行形態（設置メーカーとメンテナンス会社との関係等）上の理由から、再委託が発生し得る業務があることについて、市と協議を行いました。この結果、業務の緊急性や重要性を勘案し、平成31年度からの基本協定書に「甲が特に承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない」とする条文が設けられました。再委託が生じうる業務については、「業務の一部について相当の理由があるときは再委託を認める」旨の記載のある契約書を限定期的に使用し、再委託の必要性が生じる時には、市へ申請を行い、その承認を得たうえで、再委託を行うものです。</p>	<p>市社会福祉事業団 子ども家庭課 社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p>
---	--	---

堺市監査委員公表第35号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月8日

堺市監査委員 西川良平
同 裏山正利
同 藤坂正則
同 播磨政明

教育セ第2301号
令和元年10月21日

堺市監査委員様

堺市教育委員会教育長
中 谷 省 三

監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、平成30年度監査委員報告第35号に係る監査結果に基づき、措置を
講じましたので地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市教育文化センター)	
監査実施期間	平成30年11月1日～平成31年3月25日	
措置を講じた部局等	教育委員会事務局 学校教育部 教育センター 指定管理者：JTBコミュニケーションズグループ	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
4 管理運営について (1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、会社法で求められる計算書類及び監査報告書を、毎事業年度終了後90日以内に市に提出しなければならないが、計算書類は提出しているものの、監査報告書は提出していなかった。 また、市は当該書類の提出を求めていなかった。	<p>平成30年12月21日に各構成団体の監査報告書を、市に提出いたしました。</p> <p>指定管理者に、各構成団体の監査報告書の提出を指示し、平成30年12月21日に受理しました。</p> <p>今後は、書類の提出漏れがないよう、基本協定等の内容を確認し、適切に業務を進めるよう、指定管理者を指導してまいります。</p>	指定管理者 教育センター
(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、市に提出した自主事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に市の承認を得なければならないが、事前に市の承認を得ることなく、新たに実施又は中止している自主事業の講座があった。	<p>職員の自主事業に関する諸手続きの認識不足が原因であったため、従来の研修に加え「基本協定等に基づく業務手続き」を内容とした従業員研修（指定管理業務研修）を5回（平成31年1月17日、2月23日、24日、3月23日、24日）にわたり実施し、必要な諸手続きについて全職員に周知いたしました。</p> <p>また、自主事業の実施状況について、指定管理者と市の</p>	指定管理者

	<p>担当者が出席する毎月の定例会議で報告してまいります。</p> <p>当初の研修計画に加え、指定管理業務に必要な手続きに関する従業員研修（指定管理業務研修）を実施したことについて、平成31年3月27日に実施報告書の提出を受け、職員全員が受講したことを確認しました。</p> <p>今後は、毎月定例的に市と指定管理者双方で、業務遂行状況について点検・確認を行い、適切に業務管理を行うよう指定管理者を指導してまいります。</p> <p>両事業について、平成31年1月24日に自主事業の申請手續を行い、平成31年1月25日に市の承認を受けました。</p> <p>利用者の個別要望を受け行っていた、「利便性向上サービス」が、自主事業に該当するという認識がなく、自主事業申請を怠ってしまいました。</p> <p>今後は、利用者の要望等を受け、新たなサービス提供をする場合には、事前に市に相談の上、導入の際には事前申請を行い、市の承認に基づき実施いたします。</p> <p>また、事業報告書には漏れなく記載し、適切に事務処理を行ってまいります。</p> <p>コピーサービス及びホール</p>	教育センター
(3) 指定管理者は、基本協定書等で規定されておらず、また自主事業として申請及び承認がされていないにもかかわらず、コピーサービス及びホールで開催する催事チケットの受託販売を行っており、これらに係る手数料を収入していた。	<p>両事業について、平成31年1月24日に自主事業の申請手續を行い、平成31年1月25日に市の承認を受けました。</p> <p>利用者の個別要望を受け行っていた、「利便性向上サービス」が、自主事業に該当するという認識がなく、自主事業申請を怠ってしまいました。</p> <p>今後は、利用者の要望等を受け、新たなサービス提供をする場合には、事前に市に相談の上、導入の際には事前申請を行い、市の承認に基づき実施いたします。</p> <p>また、事業報告書には漏れなく記載し、適切に事務処理を行ってまいります。</p>	指定管理者

	<p>で開催する催事チケットの受託販売について、適切な事務手続きをするよう指導し、指定管理者から両事業についての自主事業承認申請が平成31年1月24日に提出され、平成31年1月25日に承認しました。</p> <p>自主事業実施の際には、基本協定に基づき、自主事業の申請・承認が必要なこと、自主事業報告書に実施事項はすべて記載すること、また、利用者の個別要望に対応する新たなサービス提供をする場合には、事前に市に相談の上、事前申請を行い、市の承認に基づき実施することについて、指定管理者へ指導しました。</p>	
(4) 基本協定書では、指定管理者はあらかじめ市の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができるが、当該委託先から更に委託させてはならないとされている。	<p>しかし、指定管理者は委託先との間で、更に委託することができる旨の契約を締結しているものがあった。</p> <p>また、当該委託先が、更に委託している業務が複数あった。</p>	<p>委託先が更に再委託することができる条文が含まれた契約書にて契約締結していた委託先には、再委託不可であることを申し入れ、契約書の条文改正を行う変更契約締結を行いました。変更契約書の写しは、平成31年2月21日に市に提出しました。</p> <p>再委託が判明した業者とは協議により契約解除を行い、直接業務を実施する業者と新たに契約を締結し、再委託は解消いたしました。</p> <p>委託先が更に再委託することができる条文が含まれた契</p>

	<p>約書にて契約締結していた委託先とは、指定管理者が業務に再委託のないことを確認するとともに、変更契約を締結したとの報告を受けました。</p> <p>また、再委託が判明した業務については当該業者と協議により契約解除を行い、直接業務を実施する業者と新たに契約を締結し、再委託は解消したとの報告を受け、平成31年2月21日に契約書の写しを受理し確認しました。</p> <p>今後は、毎月定例的に市と指定管理者双方で、業務遂行状況について点検・確認を行い、適切に業務管理を行うよう指定管理者を指導してまいります。</p>	
(5) 堺市会計規則では、備品票を備品に貼り付けなければならないとされているが、備品票が貼付されていないものがあった。	<p>貼付されていなかった備品については、直ちに備品票を本体に貼付しました。</p> <p>今後、備品票の貼付状況も含めて備品点検を行い、備品票が剥がれた場合は、速やかに市に報告し、備品票を貼付し直します。</p>	指定管理者

<p>6 経理について [収支実績の確認について（意見）]</p> <p>公の施設である堺市教育文化センターは、指定管理者であるJTBコミュニケーションズグループが管理運営している。代表団体である株式会社 JTB コミュニケーションデザインが中文化会館運営業務を、南海ビルサービス株式会社が施設維持管理業務を、株式会社東急コミュニティーがプラネタリウム室等の管理運営業務をそれぞれ担当している。</p> <p>今回の監査において、指定管理者から提出された収支実績報告書を確認したところ、「人件費」には代表団体のみの人件費と代表団体の一般管理費（間接経費）が計上されており、なおかつ予算額と実績額が同額であった。</p> <p>また、同報告における「保守管理費」「プラネタリウム室運営費等」に計上されている内容は、代表団体から各構成団体に業務委託費の名目で支払われた額であって、それらには各構成団体の一般管理費が含まれていた。</p> <p>このように、同報告の支出費目は、本指定管理業務に要した人件費や委託料等の具体的な内容を実態どおり示すものではなく、市は支出の内容を十分に確認・把握できていなかった。</p> <p>施設の運営を適切に管理するためには各業務の運営のためにどのような費用がどの程度必要かを把握することが重要である。</p>	<p>平成 29 年度の収支決算に関する、各構成団体の人件費と一般管理費に分けて記載のうえ、収支積算資料を作成し、平成 31 年 3 月 11 日に市へ提出いたしました。</p> <p>また、平成 31 年度事業計画書の収支計画についても、人件費等を明示した内容で作成し、平成 31 年 3 月 14 日に提出いたしました。</p> <p>「人件費」「保守管理費」「プラネタリウム室運営費等」は構成団体間で、定額で契約しているため、予算と実績額は同額として報告を受けておりました。</p> <p>御意見を受け、本施設運営に要する「人件費」「保守管理費」「プラネタリウム室運営費等」及び一般管理費（間接経費）等、指定管理業務に要する必要経費について、本市が適切に把握できるよう、実態に基づく収支予算・収支積算資料を作成するよう指導しました。</p> <p>指定管理者から、各構成団体それぞれの収支積算資料を、平成 31 年 3 月 11 日に受理しました。</p> <p>なお、平成 31 年度事業計画書の収支計画についても、人件費等を明示した内容で作成</p>	<p>指定管理者</p> <p>教育センター</p>
--	--	----------------------------

それは収支の実態を把握することによって経年比較や同様の施設との比較が可能となり、正確な検証や対応が可能となるからである。この点に留意し、施設の実態を表す収支予算を示し、実績報告を作成するよう指定管理者に指導されたい。	するよう指導し、平成31年3月14日に提出を受けました。収支実績報告書については、運営実態どおり作成するよう指定管理者に指導しました。	
--	---	--